

【代表的な研究テーマ】

□ 海外の生物資源を利用して研究するときの手続

□ 海外の生物資源で研究する場合、相手国への利益配分

キーワード：生物多様性条約、名古屋議定書、海外遺伝資源、アクセスと利益配分

研究の概要

1 海外の生物資源を用いて研究する教員と学生のお手伝い

海外には多くの魅力的な研究材料があります。地球規模で人々の往来が盛んになっていますが、材料を保有する国の人々は、自国の資源から得られる有償・無償の利益が自国へ適正に配分されるよう望んでいます。海外の生物資源を研究材料とする場合、相手国の法令に従って、適正に日本に持ち込む必要があります。大学で研究をする教員、学生の方々の海外生物資源の利用をお手伝いします。

2 地域の他大学や企業との連携

地域連携を強化する趣旨から、地域で研究活動をする大学、企業などの皆様と情報交換をしながら、海外生物資源の利用と利益配分ができるよう、研修会の開催、交流などを進めます。



社会連携へ向けたアピールポイント

●仕事のポイント

海外の生物を利用する場合、名古屋議定書、カルタヘナ法、ワシントン条約、植物防疫(農林水産省)への対応が欠かせません。特に名古屋議定書に従って相手国の法令を遵守するためには、刻々と変わる各国の情報収集が必要です。情報収集を行い、相談者と共に手続きを行う窓口を目指します。

●地域との連携

令和2年度地域連携応援プロジェクト成果報告書(2021.3.29)] p 48-50

11 「静岡県内の研究機関における 生物多様性条約対応に向けた情報共有と交流プロジェクト」

<https://www.lc.shizuoka.ac.jp/cmsdesigner/dlfile.php?entryname=publication&entryid=00094&fileid=00000001&/report2020.pdf&disp=inline>

●参考サイト

静岡大学 イノベーション社会連携推進機構 海外生物遺伝資源の利用

<http://www.oisc.shizuoka.ac.jp/inside/abs-s/>

■ その他の社会連携活動

日本きのこ学会評議員、研究・整備機構 森林総合研究所 研究推進評価委員、沖縄県版レッドデータブック改訂委員、琉球大学熱帯生物圏研究センター市民公開講座 講師、ベーシックきのこマイスター、2級ビオトープ計画管理士、野菜ソムリエ

■ 相談に応じられる関連分野

生物多様性条約、名古屋議定書、カルタヘナ法、ワシントン条約、植物防疫、協同研究契約(英文)



寺嶋 芳江

イノベーション  
社会連携推進機構  
特任教授